

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年8月4日条例第29号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧
<p>（と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第33条 と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当は、食肉衛生検査センターに勤務する職員が、<u>と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条</u>の規定による獣畜の<u>とさつ</u>又は解体の検査に従事したときに支給する。</p>	<p>（と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第33条 と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当は、食肉衛生検査センターに勤務する職員が、<u>と畜場法（昭和28年法律第114号）第10条</u>の規定による獣畜の<u>と殺</u>又は解体の検査に従事したときに支給する。</p>

愛媛県手数料条例（平成12年3月24日条例第3号）の一部改正 第2条に係る部分

新			旧		
別表（第2条、第3条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第7条関係）		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～60 省略			1～60 省略		
61 <u>と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査</u>	一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円	61 <u>と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査</u>	一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円
62 <u>と畜場法第4条第1項の規定に基づく</u>	簡易と畜場設置許可	10,000円	62 <u>と畜場法第3条第1項の規定に基づく</u>	簡易と畜場設置許可	10,000円

新		
簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	申請手数料	
63 と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	1頭につき1,300円を超えない範囲内において規則で定める金額
64～113 省略		
備考 省略		

旧		
簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	申請手数料	
63 と畜場法第10条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のと殺__又は解体の検査	と畜検査手数料	1頭につき1,300円を超えない範囲内において規則で定める金額
64～113 省略		
備考 省略		

4 農林水産関係事務手数料

事務	名称	金額
1～12 省略		
13 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 肥料取締法第4条第1項第6号の肥料の登録 18,000円 (2) 同項第7号の肥料の登録 35,000円
14 肥料取締法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 肥料取締法第4条第1項第6号の肥料の登録の更新 3,600円 (2) 同項第7号の肥料の登録の更新 7,100円
15～61 省略		

4 農林水産関係事務手数料

事務	名称	金額
1～12 省略		
13 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 肥料取締法第4条第1項第4号の肥料の登録 18,000円 (2) 同項第5号の肥料の登録 35,000円
14 肥料取締法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料登録更新手数料	(1) 肥料取締法第4条第1項第4号の肥料の登録の更新 3,600円 (2) 同項第5号の肥料の登録の更新 7,100円
15～61 省略		

新			旧		
備考	省略		備考	省略	

愛媛県食肉衛生検査センター設置条例（平成14年3月26日条例第14号）の一部改正 第3条に係る部分

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、<u>と畜場法</u>（昭和28年法律第114号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉の検査その他の食肉の衛生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査センターを設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、<u>と畜場法</u>（昭和28年法律第114号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉の検査その他の食肉の衛生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査センターを設置する。</p>

と畜場法施行条例（平成15年3月18日条例第20号）の一部改正 第4条に係る部分

新	旧
<p><u>と畜場法施行条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>と畜場法施行令</u>（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号の規定による一般と畜場の有すべき構造設備その他<u>と畜場法</u>（昭和28年法律第114号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>と畜場法施行条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>と畜場法施行令</u>（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号の規定による一般と畜場の有すべき構造設備その他<u>と畜場法</u>（昭和28年法律第114号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>